

新しい介護予防・日常生活支援総合事業開始に伴う定款等の変更について

第1号事業の指定にあたり、法人定款等の変更が必要な場合があります。
詳細については、下記のとおりとなります。

1 介護保険法改正によるサービス名称の変更

- ・介護予防訪問介護 ⇒ 第1号訪問事業
- ・介護予防通所介護 ⇒ 第1号通所事業

※第1号訪問事業または第1号通所事業には、現行相当サービスおよび緩和した基準によるサービス（訪問型サービスAまたは通所型サービスA）の実施の場合も含まれる。

交野市においては、次のとおりです。

現行相当サービス：介護予防型訪問サービス、介護予防型通所サービス

緩和した基準によるサービス：生活援助型訪問サービス、選択型通所サービス

2 新総合事業を定款等に記載する場合の記載例

新総合事業（第1号訪問事業または第1号通所事業）実施する場合、各サービスの新規指定を受けるためには、定款に事業の記載が必要となります。

- ・「介護保険法に基づく第1号訪問事業」
- ・「介護保険法に基づく第1号通所事業」

（※あくまで例ですので、法人において適正に記載してください。）

3 留意事項

(1) 新総合事業移行年度である平成29年度は、介護予防訪問・通所介護と新総合事業が併存するため、平成30年3月31日までは「介護予防訪問介護」または「介護予防通所介護」の定款等の記載を削除しないようご留意願います。

(2) 平成27年3月31日までに指定を受けた介護予防訪問介護または介護予防通所介護事業者は、そのまま新総合事業のみなし指定となるため、あらためて新総合事業の指定申請書類として定款等を求めることはありません。ただし、みなし指定の有効期間（平成30年3月31日まで）以降は、指定の更新を受けなければならず、それまでに定款等への上記の記載をしておく必要があります。

(3) 医療法人、社会福祉法人等はそれぞれを所轄庁へ確認してください。

なお、交野市が所管する社会福祉法人については、第二種社会福祉事業として「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」という老人福祉法の名称で規定している場合は、老人福祉法が改正され「老人居宅介護等事業」の定義には「第1号訪問事業」、「老人デイサービス事業」の定義には「第1号通所事業」が含まれているため、定款の変更は必要ありません。